

一般ガス小売供給約款に係わる料金制度の一部変更について（お知らせ）

日ごろより、沖縄ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、お客さまからのご要望等を踏まえ、弊社のガスをご利用していただくお客さまへの更なるサービス向上を図るために、平成30年3月1日より都市ガス料金（一般ガス小売供給約款）の内容が一部変更になりますので、お知らせいたします。

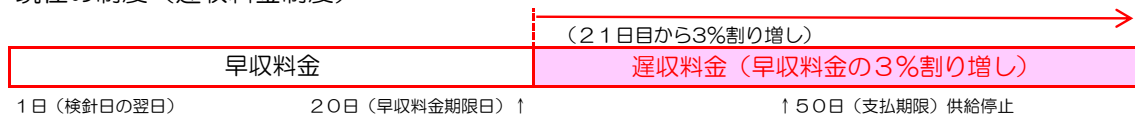
なお、料金制度の一部変更に伴うお手続きは特にございません。

1. 変更内容

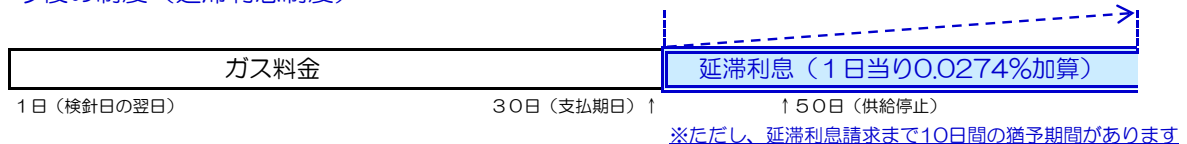
現在の「遅収料金制度」（ガス料金のお支払いが検針日の翌日から20日以内の場合には早収料金を適用し、21日以降にお支払いされた場合には遅収料金〔早収料金の3%割増し〕を適用する制度）を廃止し、この制度に代えて「延滞利息制度」の導入を行います。

「延滞利息制度」は、ガス料金のお支払いが、支払期日（検針日の翌日から起算して30日目）経過後である場合に、**1日あたり0.0274%の利率（年利換算10%）**で延滞利息を算定してご請求する制度です。ただし、最高利息は、3.0%を上限とします。

(1) 現在の制度（遅収料金制度）



(2) 今後の制度（延滞利息制度）



2. 変更開始時期

平成30年3月1日検針分から変更を開始いたします。

3. 料金算定(例)

一般家庭（4人家族）の一月の平均ガス使用量20m³のお客さま宅を平成30年4月3日に検針し、お客さまがガス料金を5月19日にお支払頂いた場合を試算します。

(1) 現在の制度（遅収料金制度）で算定した場合



4/3検針のガス料金が5,638円で、5/4~5/19の16日間、未払いの場合、

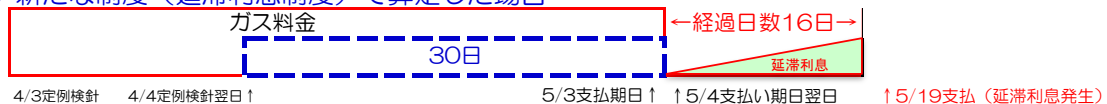
①税込ガス料金=5,638円=ガス料金5,221円（消費税抜き）+消費税417円

②遅収料金=税抜きガス料金5,221円×3.0%

=156.63円

=156円（1円未満切り捨て）・・・翌月のガス料金に加算

(2) 新たな制度（延滞利息制度）で算定した場合



4/3検針のガス料金が5,638円で、5/4~5/19の16日間、未払いの場合、

①税込ガス料金=5,638円=ガス料金5,221円（消費税抜き）+消費税417円

②延滞利息=税抜きガス料金5,221円×利率0.0274%×経過日数16日

=22.88円

=22円（1円未満切り捨て）・・・次回のガス料金に加算

※上記の場合、新たな制度の延滞利息は、現行の14.1%になります。

※また、延滞利息は6月検針分のガス料金に合算してご請求します。（5月に転居の場合は除きます）

※ガス料金は原料調整費により毎月変動します。

＜ガス料金に対するお問い合わせ先＞
沖縄ガス(株) お客さまセンター
電話 098-863-7438
問合せ時間 午前8:30~午後5:30